

薬事法施行規則の一部を改正する件 新旧対照表

○薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（特定医療機器）</p> <p>第二百五十七条 法第七十七条の五第一項に規定する特定医療機器は、次のとおりとする。</p> <p>一～七（略）</p> <p>八 人工血管（<u>冠状動脈、胸部大動脈、腹部大動脈及び肺動脈</u>に使用されるものに限る。）</p>	<p>（特定医療機器）</p> <p>第二百五十七条 法第七十七条の五第一項に規定する特定医療機器は、次のとおりとする。</p> <p>一～七（略）</p> <p>八 人工血管（<u>冠状動脈、胸部大動脈及び腹部大動脈</u>に使用されるものに限る。）</p>